

## スポーツ博物館に関する法令等の位置付け

### 独立行政法人通則法（抄）

（目的等）

第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

### スポーツ基本法（抄）

（基本理念）

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

（国民の参加及び支援の促進）

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

### 第2期スポーツ基本計画（平成29年3月24日 文部科学省）（抄）

第二章 中期的なスポーツ政策の基本方針

1 スポーツで「人生」が変わる！

(2) スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことでみんながスポーツの価値を享受できる。

スポーツへの関わり方としては、スポーツを「する」ことだけでなく「みる」「ささえる」ことも含まれる。スポーツを「みる」ことで、極限を追求するアスリートの姿に感動し、人生に活力が得られる。家族や友人等が一生懸命応援することでスポーツを「する」人の力になることができる。スポーツを「ささえる」ことで、多くの人々が交わり共感し合うことにより、社会の絆が強くなっていく。例えば「みる」ことがきっかけで「する」「ささえる」ことを始めたり、「ささえる」ことで「する」ことのすばらしさを再認識したりすることもある。また、スタジアムやアリーナで多くの人々がトップアスリートの姿を間近に見ることでスポーツの価値を実感することができる。スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことで全ての人々がスポーツに関わり、その価値が高まっていく。（※スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことの基盤として、書物、映画など様々なメディアを通じて「知る」ことも重要である。）

→ スポーツを日常生活に位置付けることで、スポーツの力により人生を楽しく健康で生き生きとしたものにすることができる。

### 第三章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

#### 2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

#### (3) スポーツを通じた国際社会の調和ある発展への貢献

コ 国は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、東京都、JOC 及び JPC と連携を図りつつ、スポーツやオリンピック、パラリンピックの意義を普及啓発するオリンピック・パラリンピック教育等によりオリンピックムーブメントやパラリンピックムーブメントを推進し、スポーツの価値を全国各地に拡大する。併せて、スポーツに関する多様な資料を保有する社会教育団体、スポーツ団体及び大学等は相互に連携し、資料のアーカイブ化やネットワーク化を推進し、当該資料の利活用を促進する。

### 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（抄）

(センターの目的)

第三条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園又は専修学校（高等課程に係るものに限る。）（第十五条第一項第八号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(業務の範囲)

第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 その設置するスポーツ施設及び附属施設を運営し、並びにこれらの施設を利用してスポーツの振興のため必要な業務を行うこと。

(二～七 略)

八 スポーツ及び学校安全（学校（学校教育法第一条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第三十条において「幼保連携型認定こども園」という。）及び学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第二百五条第一項に規定する高等課程に係るものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）における安全教育及び安全管理をいう。）その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する国内外における調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと。

九 前号に掲げる業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他普及の事業を行うこと。

### 独立行政法人日本スポーツ振興センター 業務方法書（抄）

#### 第2章 スポーツ施設の運営及びスポーツの振興のため必要な業務

(スポーツ施設及び附属施設)

第3条 センターは、センター法第15条第1項第1号に規定するスポーツ施設及び附属施設として、次に掲げるものを設置する。

##### (1) 国立競技場

国立霞ヶ丘競技場

ア 陸上競技場(通称：国立競技場)

イ ラグビー場(通称：秩父宮ラグビー場)

ウ テニス場

エ 体育館

- オ 室内水泳場
- カ トレーニングセンター
- キ スポーツ博物館(通称：秩父宮記念スポーツ博物館)
- ク アからキに掲げる施設に附属する施設  
国立代々木競技場
- ケ 第一体育館(通称：代々木第一体育館)
- コ 第二体育館(通称：代々木第二体育館)
- サ 室内水泳場
- シ ケからサに掲げる施設に附属する施設

2 センターは、その設置するスポーツ施設及び附属施設(以下「施設」という。)を常に良好な状態において管理し、その設置の目的に応じて適切かつ効率的に運営しなければならない。

(施設の利用)

第4条 センターは、施設をスポーツ団体等の利用に供するものとする。

2 センターが施設をスポーツ団体等の利用に供する場合には、別に定める規程により、適正な対価を徴収するものとする。

### 第1期 中期目標 (平成15～19年度)

#### 1. スポーツ施設の運営・提供

設置するスポーツ施設を、利用する競技者や観客等に快適かつ安全に提供することは、スポーツの振興を図っていくうえでセンターが担う重要な役割である。スポーツ施設を高水準の施設として維持するため、センターが長年蓄積してきたスポーツターフ等の維持管理に関するノウハウを生かし、良好な状態での施設の運営に努める必要がある。

(2) センターの設置するスポーツ施設の有効かつ効率的な活用を図るため、センターの各施設のネットワーク化により各施設の利用状況等の総合案内情報等を提供し、スポーツ施設利用者の利便性の向上を図る。

#### 5. スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等

(1) これまでの国際大会などの開催実績から得られたノウハウを活用し、スポーツターフの維持管理等の情報の提供を行うことなど、地域のスポーツ施設の環境整備などを支援する。

### 第2期 中期目標 (平成20～24年度)

#### 1. スポーツ施設の運営・提供

設置するスポーツ施設を、利用する競技者や観客等に快適かつ安全に提供することは、スポーツの振興を図っていくうえでセンターが担う重要な役割である。スポーツ施設を高水準の施設として維持するため、センターが長年蓄積してきたスポーツターフ等の維持管理に関するノウハウを生かし、良好な状態での施設の運営に努める必要がある。

(2) センターの設置するスポーツ施設の有効かつ効率的な活用を図るため、ホームページを活用することにより各施設の利用状況等の総合案内情報等を提供し、スポーツ施設利用者の利便性の向上を図る。

#### 5. スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等

(2) これまでの国際大会などの開催実績から得られたノウハウを活用し、スポーツターフの維持管理等の情報の提供を行うことなど、地域のスポーツ施設の環境整備などを支援する。

### 第3期 中期目標 (平成25～29年度)

#### 6. スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する国内外における調査研究並びに資料の収集及び提供等

(3) これまでの国際大会などの開催実績から得られたノウハウ等を活用し、スポーツターフの維持管理等

の情報の提供を行うことにより地域のスポーツ施設の環境整備などを支援する。また、国際競技力の向上に係るスポーツ医・科学の研究・支援活動の成果をスポーツ事故・外傷・障害等の防止等に活用し、人々の日常のスポーツ活動に広く還元する。

#### 第4期 中期目標（平成30～34年度）

##### 1. スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等

保有するスポーツ施設において、スポーツを「する」「みる」「ささえる」場を提供し、スポーツの振興を図るためには、JSCが長年蓄積してきたノウハウを活用した管理運営を行うとともに、施設利用者が安心して使用でき、満足度の高いサービスを提供する必要があることから、施設利用者のニーズを的確に把握し、それに基づいた管理運営や改善に取り組むこととする。また、新国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の管理運営等の今後の在り方の検討に当たっては、政府方針等に基づきながら、適切に対応していくことが必要である。

##### <具体的な取組>

- ・秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、機能や役割など今後の在り方について、平成30年度中に結論を出し、その結果を踏まえて具体的な取組を進める。

#### 第4期 中期計画（平成30～34年度）

##### 1. スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等に関する事項

JSCは、保有するスポーツ施設の活用により、国民がスポーツに参画する機会をより多く提供できるよう、JSCが長年蓄積してきたノウハウや経験を活用した効率的な管理運営を行うとともに、施設利用者に応じた調査を行うことにより、施設利用者のニーズを的確に捉えた安心感や満足度の高いサービスを提供する。さらに、新国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の管理運営等の今後の在り方の検討に当たっては、「新国立競技場の整備計画」（平成27年8月28日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定）に基づく「大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム」による検討結果等を踏まえた適切な対応を行う。

（1～4 略）

（5）秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、機能や役割など今後の在り方について平成30年度中に検討し、結論を出すとともに、検討結果を踏まえて具体的な取組を進める。

#### 平成30年度 年度計画

##### 1. スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等に関する事項

JSCは、保有するスポーツ施設の活用により、国民がスポーツに参画する機会をより多く提供できるよう、JSCが長年蓄積してきたノウハウや経験を活用した効率的な管理運営を行うとともに、施設利用者に応じた調査を行うことにより、施設利用者のニーズを的確に捉えた、安心感や満足度の高いサービスを提供する。さらに、新国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の管理運営等の今後の在り方の検討に当たっては、「新国立競技場の整備計画」（平成27年8月28日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定）に基づく「大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム」による検討結果等を踏まえた適切な対応を行う。

（1～4 略）

（5）秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、以下の取組により、機能や役割など今後の在り方について検討及び所蔵資料等の整理を行う。

- ① 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、法人内のプロジェクトチーム及び外部のアドバイザーによる検討内容を踏まえ、平成30年度中に機能や役割など今後の在り方について検討を行い、具体的な取組を進める。
- ② 秩父宮記念スポーツ博物館が所蔵する資料を適正に管理するとともに、寄託資料について管理台帳を基に所有権の確認を行う。 すべての寄託資料のうち50%以上
- ③ 図書館が所蔵する図書・雑誌のうち、これまでデータリスト化されていない資料については、適正に管理するため、データリスト化を進める。 データリスト化されていない図書・雑誌のうち50%以上